

第2節 用途・形態別指導指針

第1 アーケードに係る指導指針

アーケードの取扱いは、昭和30年2月1日（国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号）の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであるから、抑制の方針をとること。従ってこの基準は、その設置を奨励する意味を持つものではなく、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準を定めたものであること。
- (2) この基準は、建基法第44条第1項ただし書に規定する「公共用歩廊その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当する建築物の確認、法第7条に規定する同意、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第32条第1項第4号に規定する「歩廊、雪よけその他これらに類する施設」の許可、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第77条第1項第2号に該当するものの許可等の権限の行使に際しての基準を示したものであるから、この基準の実施についての別段の法的措置を要しないこと。なお、この基準に適合するアーケードについては、消防法第5条に基づく措置を命じないこと。
- (3) この基準に定めるアーケードのほか、アーケード類似のものは認めないこと。
- (4) アーケードが設置されたときは、消防用設備等及び防災施設の整備、点検等を行うための責任者を定めておくこと。★
- (5) アーケードが設置されたときはややもすれば道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりでなく、火災等の災害時において、延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがあるので、このようなことのないように厳重に取り締ること。
- (6) アーケードの設置後これに臨時的な広告物、装飾等の添架、塗装を行うときは、消防長又は消防署長は防火上支障がないよう設置者に対し指導を行うこと。
- (7) 仮設のアーケードで、期間を限って設置を認めたものについては、当該期間が経過したときは撤去を励行させること。

2 通 則

- (1) この指針において「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
- (2) アーケードは、商業の利便の向上のためにやむを得ないもので、かつ、相当の公共性を有するものでなければならない。

- (3) アークードは、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。以下同じ。）の見通しを妨げ、その他道路の交通の安全を害するようなものであってはならない。
- (4) アークードは、都市の防火、衛生及び美観を害するものであってはならない。
- (5) アークードを設置しようとする場所等の特殊性により、この指針のみによっては、通行上、防火上、安全上又は衛生上支障があると認めるときは、所要の制限を附加することができる。
- (6) 風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この指針に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合、この指針の一部を適用する必要がある場合、又はこの基準の一部をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上若しくは衛生上支障がある場合において、この指針の一部を変更して実施する必要があると認めるときは、当該指針によらないことができる。

3 道路の一侧又は両側に設けるアークード

- (1) 設置場所及び周囲の状況は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 歩車道の区別のある道路の歩道部分又は車馬の通行を禁止している道路であること。
 - イ 車道の幅員（軌道敷を除く。以下本号中に同じ。）が 11m 未満の一般国道又は道路法第 56 条の規定により指定を受けた車道の幅員が 9m 未満の主要な都道府県道若しくは市道でないこと。
 - ウ アークードの設置により、道路の円滑な通行を阻害するおそれのある場所でないこと。
 - エ 引火性、発火性若しくは爆発性物件又は大量可燃物を取り扱う店舗の類が密集している区域その他の消防上特に危険な区域でないこと。
 - オ 防火地域内又は準防火地域内であること。
 - カ アークードに面する建築物（以下「側面建築物」という。）のうち、防火上主要な位置にある外壁及び軒裏が、耐火構造又は防火構造であること。
 - (ア) 防火上主要な位置とは、アークードに面する側及び他の側面建築物に面する側の延焼のおそれのある部分とする。この場合、アークードに面する側についてはアークードを設ける道路との境界線を隣地境界線とみなすものとする。
 - (イ) 防火上主要な位置にある外壁の開口部には防火設備を設けること。★
この場合、耐火建築物又は準耐火建築物にあっては、アークードの屋根の上方1階層（アークードの屋根が階の途中にある場合は、その階を含めて2階層とする。）及びアークードの屋根の下の階層にある開口部に限ることができる。
 - (ウ) 既存の建築物で改修が困難なものにあっては、次によることができる。★
 - a 外側に亜鉛鉄板、石綿板等を張った戸が設けられている場合、防火戸が設けられているものとみなすことができる。

b 外壁及び軒裏が建基法第 2 条第 8 号の規定に基づく認定に係る防火性能試験に合格するものは、防火構造とみなすことができる。

c 当該側面建築物に消火設備及び警報設備（住宅用火災警報器を含む。）が設けられ、かつ、アーケードを設ける街区としての自衛消防組織が確立した場合、アーケードに面する側の延焼のおそれのある部分を除いて外壁、軒裏及び開口部の構造はこの基準によらないことができる。

ク 街路樹の生育を妨げない場所であること。

(2) 構造は、次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のある道路においては、車道内に又は車道部分に突き出して設けないこと。

イ 歩車道の区別のない道路においては、道路中心線から 2m 以内に又はその部分に突き出して設けないこと。但し、構造上やむを得ない梁で、通行上及び消防活動上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 地盤面からの高さ 4.5m 以下の部分には、柱以外の構造部分を設けないこと。ただし、歩車道の区別のある道路の歩道部分に設ける場合で、かつ、側面建築物の軒高が一般的に低く 2 階の窓からの避難を妨げるおそれがある場合においては、地盤面からの高さ 3m を下らない範囲内で緩和することができる。

エ アーケードの材料には不燃材料を用いること。ただし、柱並びに主要な梁及び桁には、アルミニウム、ジュラルミン等を、屋根には、網入ガラス以外のガラスを、それぞれ用いないこと。

オ 階数は 1 であること。

カ 壁を有しないこと。

キ 天井を設ける場合は、防火、排煙、換気、通行等に支障がない構造とすること。

ク 木造の側面建築物に支持させないこと。

ケ アーケードは、積雪、暴風等に対して安全なものであること。

コ 柱は、なるべく鉄管類を用い、安全上支障がない限り細いものとする。

サ 側面建築物の窓等からの避難の妨げとならないようにすること。

シ アーケードに電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 1 条第 16 号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）を設ける場合は、木造の側面建築物と電氣的に絶縁するように努めること。

木造以外の側面建築物にあっても電氣的に絶縁の措置を講じること。★

(3) 屋根は次の各号によらなければならないものとする。

ア 歩車道の区別のない道路に設ける場合の屋根の水平投影幅は 3m 以下とすること。

イ 歩車道の区別のある道路に設ける場合には、屋根の下端等が絶対に車道部分に突出しないようにすること。

ウ 屋根には、アーケードの延長 50m 以下ごとに、桁行 0.9m 以上を開放した切断部又は高さ 0.5m 以上を開放した桁行 1.8m 以上の断層部を設けること。ただし、屋根にアルミニウム等の火災の際溶けやすい材料を使用し、消防上支障がないと

認めるときはこれを緩和することができる。(第1-1図参照)

エ 屋根の下面には、アーケードの延長概ね **12m** 以下ごとに鉄板等の垂れ壁を設けること。ただし、前ウただし書の部分等で炎の伝走のおそれがない場合は、この限りでない。

垂れ壁は、次によること。★

(ア) 垂れ壁は、可能な限り側面建築物相互の境界位置とすること。

(イ) 垂れ壁は、鉄製で厚さが **0.8mm** 以上のもの又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

(ウ) 垂れ壁とアーケードの屋根面との間及び垂れ壁と側面建築物との間には、防火上支障となる隙間が生じないようにすること。

オ 屋根面上は概ね **6m** ごとに、火災の際その上部で行う消防活動に耐えうる構造とした部分を設け、その部分の幅を **0.6m** 以上とし、かつ、その部分に着色等の標示をするとともに、すべり止め及び手すりを設けること(以下これらの部分を「消火足場」という。)

消火足場は、次によること。★(第1-2図参照)

(ア) 梁間方向の消火足場を **6m** ごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。

(イ) 梁間方向の消火足場の勾配は、 $1/4$ 以下とし、 $1/4$ を超える勾配となる場合にあっては、すべり止めの措置をすること。

(ウ) 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平とし、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止めの措置をすること。

(エ) 消火足場に段差が生じる場合は、蹴上げが **25cm** 以下の階段とすること。

(オ) 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

(カ) 消火足場の周囲には、高さ **1m** 以上の手すりを設けること。

(キ) 消火足場に設ける手すりは、有効な振れ止めを設けること。

(ク) 防錆の措置を講ずること。

カ 屋根を地上から簡便かつ確実に開放しうる装置を設けること。ただし、屋根(天井を有するときは天井面)が $1/4$ 以上の勾配で側面建築物に向かって下っておりその水平投影幅が **3m** 以下であって、かつ、アーケードの下での排煙、換気に支障がない場合においてはこの限りでない。(第1-2図参照)

キ 前カの開放することができる屋根(以下「移動屋根」という。)は、次によること。★(第1-3図参照)

(ア) 開放することができない屋根(以下「固定屋根」という。)の長さは、桁行方向に **8m** 以下とすること。

(イ) 一の移動屋根を全開したときの屋根開放部分の桁行方向の長さは **6.5m** 以上とし、梁間方向の長さは屋根面(消火足場で **0.8m** 以下の幅の部分及び越屋根の部分を除く。)の面積の $2/5$ 以上の屋根開放面積から算出した長さ以上とすること(以下この項において当該空間面積の部分を「有効空間」という。)

- (ウ) 天井を設ける場合は移動屋根と連動して開放できる構造とし、固定屋根部分の天井の桁行方向の長さ、並びに移動屋根部分の天井の桁行方向及び梁間方向の長さは前（ア）及び（イ）の規定を準用する。
- (エ) アーケードの屋根上に設けるトランス架台は、移動屋根の有効空間内に設けないこと。
- (オ) 梁間方向の消火足場は、固定屋根の上部に設けるものとし、固定屋根の両端からそれぞれ 1m 離れた位置に設けること。
- (カ) アーケードに添架するシャンデリア、臨時広告物等（旗、造花等軽量のもので消防活動上障害とならないものを除く。）は、移動屋根の有効空間内に設け、又は突出しないようにすること。
- (キ) 移動屋根には、停電その他の理由により電動で開閉ができない場合を考慮して手動開閉装置を設けること。
- (ク) 前（キ）の電動から手動への切替方法は当該装置の直近に標示すること。
なお、当該標示板は縦 30cm 以上、横 60cm 以上とし、白地に黒文字で必要事項を記入すること。
- (ケ) 移動屋根を電動又は手動で開閉するためのロープ等は、移動屋根の有効空間内に設けないこと。
- (コ) 移動屋根の電動装置の押ボタンは、地上からの高さが 0.8m 以上、1.5m 以下の箇所に設けること。
- (4) 柱の位置は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 道路に設置する場合にあっては路端寄りに設けること。ただし、歩車道の区別のある道路であって歩道幅員 3m 未満の場合には、歩道内の車道寄りに限り、歩道幅員 3m 以上の場合には、歩道内の車道寄りにも設けることができる。
 - イ 消防用機械器具、消火栓、火災報知機等、消防の用に供する施設、水利等の使用及び道路の附属物の機能を妨げるおそれのある位置並びに道路のすみ切部分に設けないこと。
 - ウ 側面建築物の非常口の直前及び両端から 1m 以内で避難の障害となるおそれのある位置に設けないこと。
- (5) 添加物等は、次の各号によらなければならないものとする。
 - ア 恒久的な広告物等の塗装若しくは添加又は恒久的な装飾しないこと。ただし、アーケードの両端（切断部、断層部等を含まないものとする。）における地名、街区名等の標示で、不燃材料のみで構成され、アーケードの梁以上の高さに設けられるものについては、この限りでない。
 - イ 電気工作物は、アーケードの軒先から 0.2m 以内又は消防用登はん設備から 1m 以内の部分その他消防活動上特に障害となる部分には施設しないこと。

4 道路の全面又は大部分をおおうアーケード

道路の全面をおおい、又は道路中心線から 2m 以内に突き出して設けるアーケードは、前 3 各号（（1）. イ、カ、（2）. ア、イ、ウ及び（3）. ア、エ、オ.（ア）を除く。）に

よるほか、次の各号によらなければならないものとする。

- (1) 道路の幅員が 4m 以上かつ 8m 以下であること。
- (2) 側面建築物の各部分から、側面建築物の前面以外の方向 25m 以内に幅員 4m 以上の道路若しくは公園、広場の類があること。ただし、前段に規定する距離が 50m 以内で、その間に消防活動及び避難に利用できる道路がある場合は、この限りでない。
- (3) 側面建築物の延長が概ね 50m 以下ごとに避難上有効な道路があること。ただし、周囲の状況により避難上支障がないときは、この限りでない。(第 1－4 図参照)
- (4) 側面建築物の延焼のおそれのある部分にある外壁及び軒裏は耐火構造又は防火構造であり、かつ、それらの部分にある開口部には防火設備が設けられていること。ただし、この場合、敷地とアーケードを設置する道路との境界線は、隣地境界線とみなす。

側面建築物の外壁、軒裏及び外壁の開口部は前 3. (1). カ. (イ) 及び (ウ) によることができる。★

- (5) 側面建築物は、既存のものについても、建築基準法施行令第 114 条及び第 5 章第 2 節並びに火災予防条例の規定に適合していること。ただし、防火上、避難上支障がない場合は、この限りでない。
- (6) 火災発生の際に、これを区域内に周知させるために有効な警報装置及びアーケードを設置しようとする道路の延長概ね 150m 以下ごとに消防機関へ通報する火災報知設備が設けられていること。

ア 非常警報設備を政令第 24 条の規定の例により設けること。★

イ 消防機関へ通報する火災報知設備については、側面建築物又はアーケードに消防機関へ常時通報することができる電話が設けられている場合、設けないことができる。★

- (7) 柱以外の構造部分の高さは、地盤面から 6m 以上であること。ただし、側面建築物が共同建築等で軒高が一定し、消防活動上及び通行上支障がないときは、当該軒高及び地盤面からの高さ 4.5m を下らない範囲内で緩和することができる。(第 1－2 図参照)
- (8) 屋根面は、断層部又は消火足場と交差する部分を除き、その全長にわたってアーケードの幅員の 1/8 以上を常時開放しておくこと。ただし、換気、排煙の障害となるおそれのない場合には越屋根の類を設けることができる。(第 1－2 図参照)

越屋根の屋根面は、次により開放できる構造とすること。★

ア アーケードの屋根の部分には、長さ 10m 以上で、幅員がアーケードを設ける道路の幅員の 50%以上の開口部を、概ね 10m 間隔に設けること。

イ 前アの開口部は、道路上で開放できるものであり、かつ、開放した場合にはしご車等による側面建築物への消火活動が行えるものであること。

- (9) アーケードを設置しようとする道路の延長 50m 以下ごとに、屋根面上に登はんで消防隊進入用の設備（以下「登はん用はしご」という。）を次のアからケまでの基準により設け、かつ、登はん用はしごの直近に連結送水管の送水口及びこれに接続する立管を政令第 29 条の規定の例により、それぞれ設けること。★

ただし、街区又は水利の状況により消防活動上支障がないと認められるときは、この限りでない。(第1－5図)

ア 登はん用はしごは、消防活動に耐える構造であること。

イ 登はん用はしごは、消火足場に直通していること。ただし、踊り場等があり、かつ、消防活動上支障がない構造である場合は、この限りでない。

ウ はしごの縦棒の間隔は、35cm 以上 50cm 以下であること。

エ はしごの横さんの間隔は、25cm 以上 35cm 以下で、かつ、登はん用はしごの全長にわたって等間隔であること。

オ 横さんの断面は、円形又は円形に近い形状で、かつ、その直径（円形以外にあっては、平均値）が 14mm 以上 35mm 以下であること。

カ 縦棒の上部は、消火足場の床面から上方に 80cm 以上突き出ていること。ただし、これと同等以上の効果のある構造のものにあってはこの限りでない。

キ 登はん用はしごの周囲には、登はんするための有効な空間（おおむね第1－6図の大きさ以上）を確保すること。

ク 登はん用はしごは堅固に固定されていること。ただし、地盤面上 2m 以下の部分にあっては、伸縮式等とすることができる。

ケ 登はん用はしごは、防錆の措置を講ずること。

- (10) 消火足場は、桁行方向 6m ごとに梁間方向に設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を連結送水管の放水口がある側面建築物側に設けること。

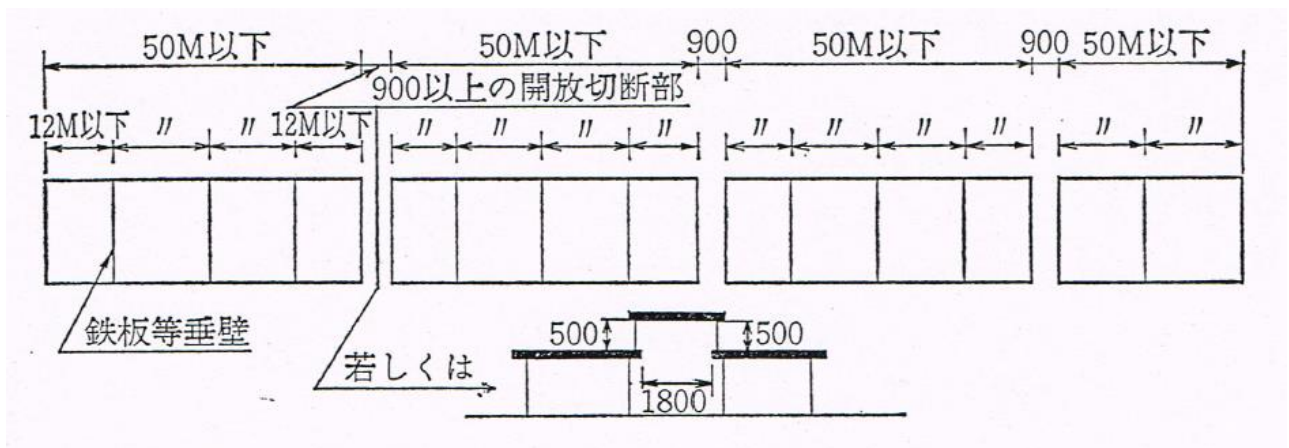
ただし、次のア及びイに適合する場合にあっては、消火足場を桁行方向 6m ごとに梁間方向に設けないことができる。★（第1－5図参照）

ア 連結送水管の各放水口間に、梁間方向の消火足場をそれぞれ設けること。

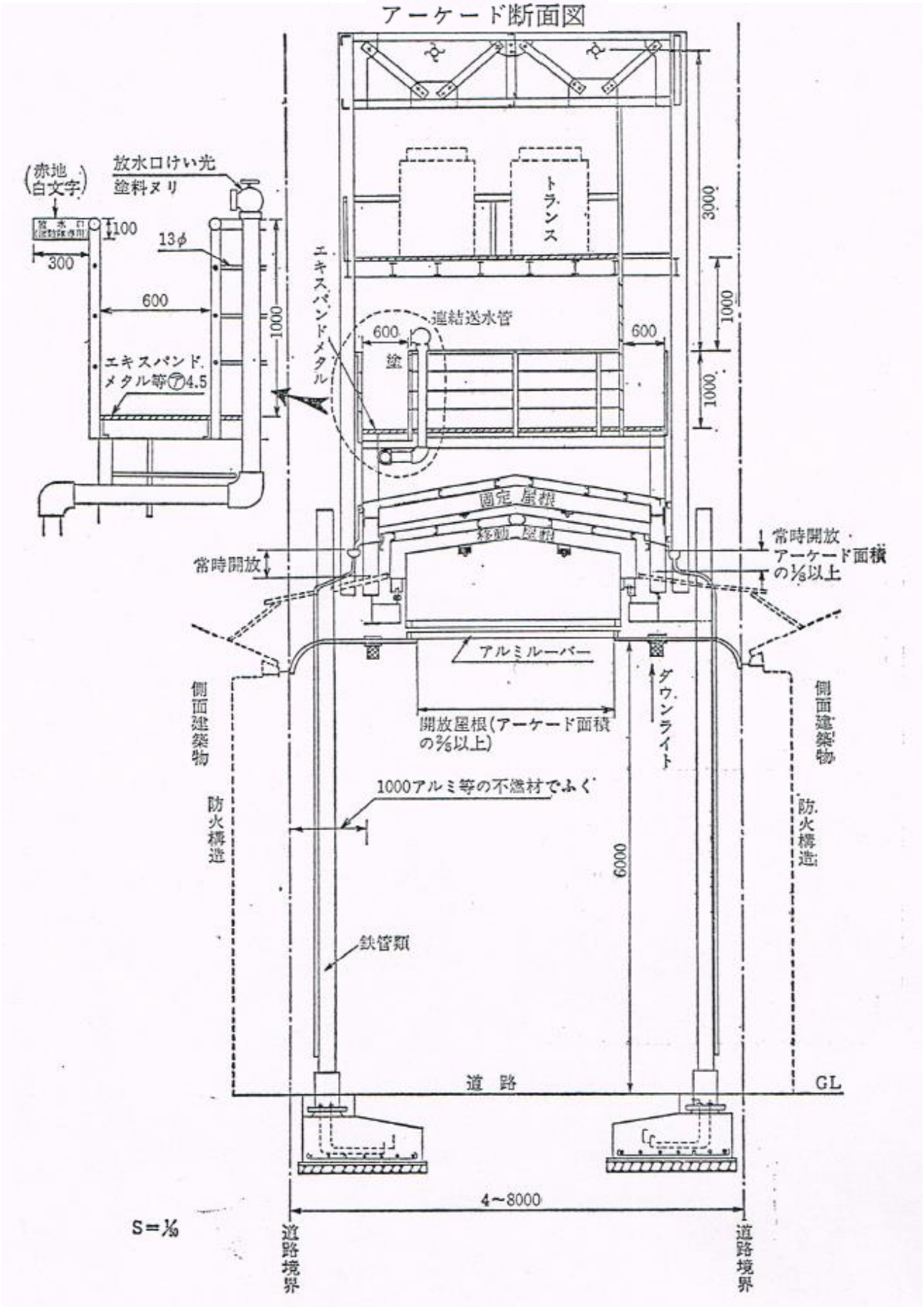
イ 梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を、アーケードの両側にそれぞれ設けること。

- (11) その幅員の全部をアーケードでおおわれた道路と交差させるときは、交差する部分を開放し、又は高さ 0.5m 以上を開放した断層部とすること。

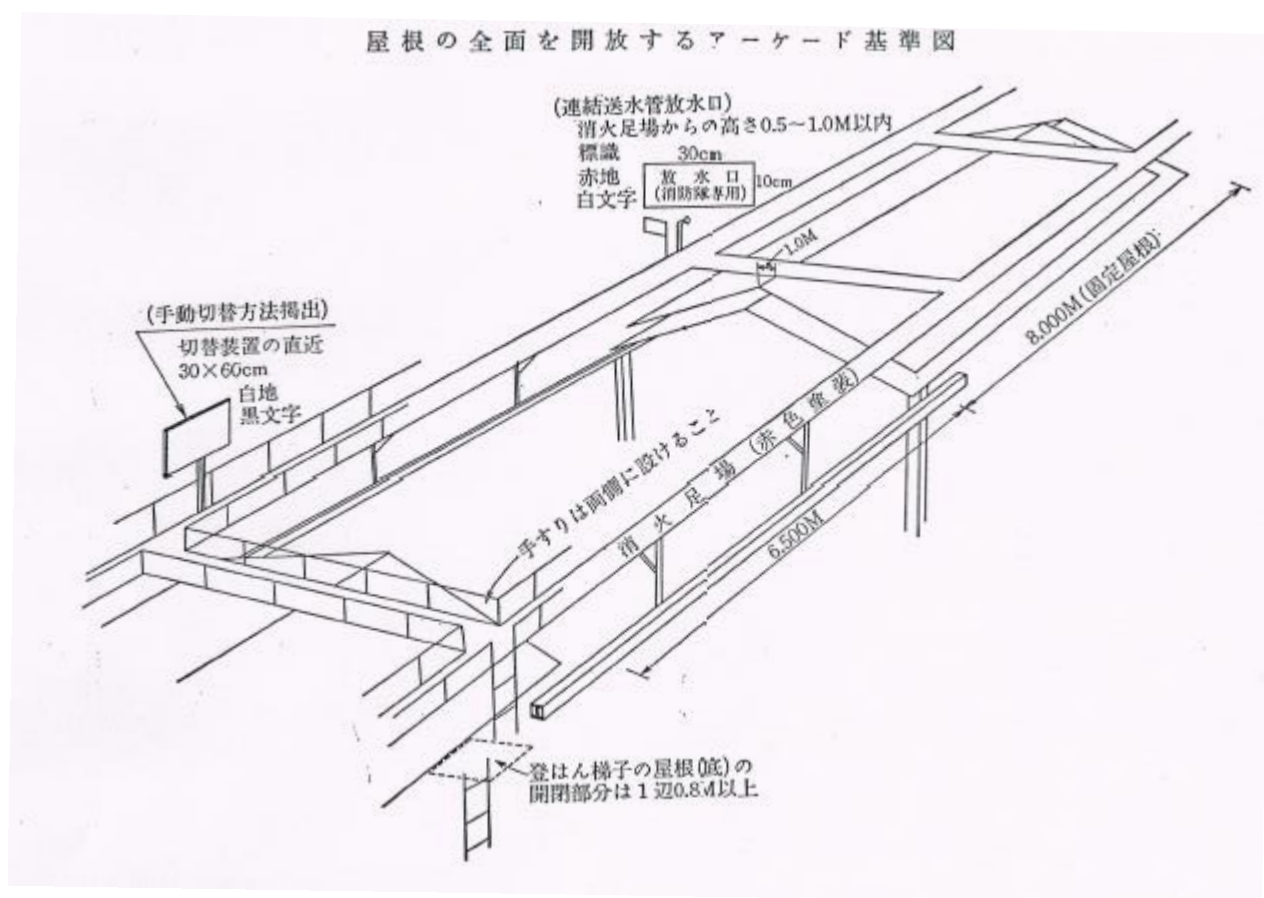
第1-1図



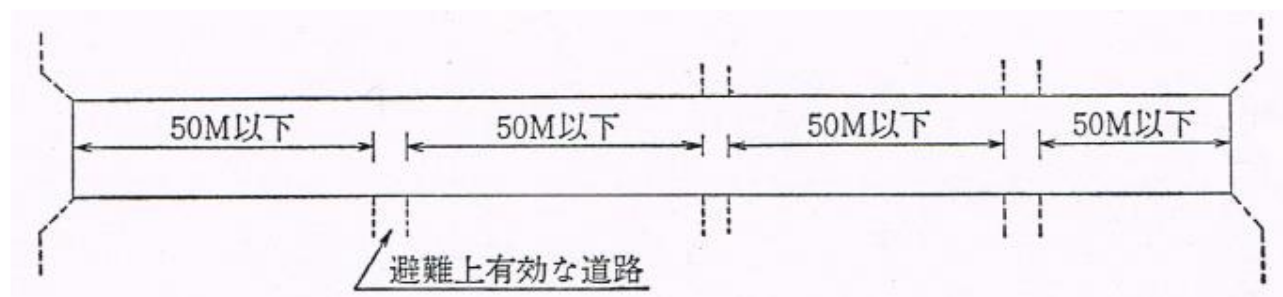
第1-2図



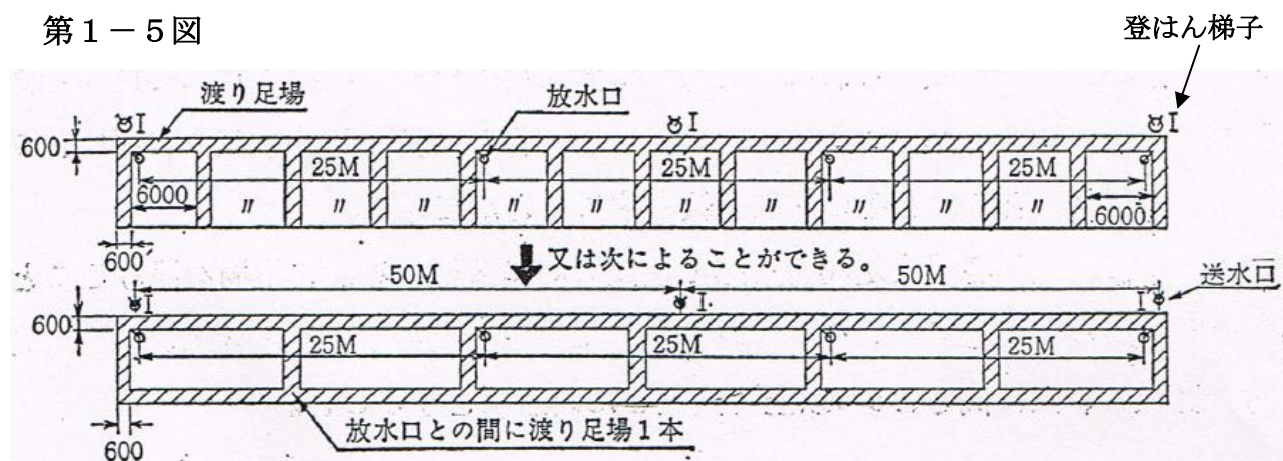
第1－3図



第1－4図



第1－5図



第 1－6 図

